

2024-2026年度 課題別研修「先進国市場を対象にした輸出振興／マーケティング戦略（B）」に係る研修委託契約（企画競争）
（公告/公示日：2024年6月24日／調達管理番号：24c00307000000）質問書への回答

通番	該当頁	該当項目	質問	回答
1	p. 10	第2-1 3. 研修の背景・目的 5. 単元目標 の(2)(3)(4)	背景・目的に「……一次産品・加工品、繊維、雑貨等が主たる輸出品候補になる途上国……」との記述がありますが、過去6年の同研修で、輸出品目として検討した参加国の商材は、どのようなものだったでしょうか。食品関係なのか、繊維関連なのか、それともこの2つ以外が含まれていたでしょうか。	一次産品・加工品、繊維の他、過去の事例として石鹸やプラスチック製品なども含まれていました。
2	p. 10	第2-1 5. 単元目標 の(2)	過去の同研修で、日本以外に先進国市場として検討した輸出対象の具体的な国名を教えてください。地理的には欧州が参加国から近いですが、米国も対象地となったことがありますか。	研修員の参加国から近い先進国市場を対象とするケースが多く、過去の事例では欧州・北米地域も対象に含まれておりました。
3	p. 10-11	第2-1 6. 研修構成・内容（例）	項目例は、過去の同研修で実際に実施した項目と捉えてよいでしょうか。研修員からの評価も踏まえ、今回必須とする項目があれば、ご教示ください。	ご理解の通りです。必須項目の指定はなく、各単元目標の達成のために想定される項目を例示しております。
4	p. 11	第2-1 8. 研修員 (2) 研修割当対象国	なぜこの5か国をまとめて実施することになったのでしょうか。経度が近いからでしょうか。	全世界のODA対象国に対し当該研修への参加要望を調査した結果、希望があった国です。その中から他センターで実施する(A)(C)コースとのすみわけで、当該Bコースの対象国は2024年度はアジア地域中心となりました。
5	p. 12	第2-1 8. 研修員 (4)	過去6年間の同研修に参加した研修員は、マーケティング・商品開発・ブランド開発などの基本的な知識、経験を有していたでしょうか。基本的な知識から教育することが必要な参加者がいたでしょうか。	研修員は当該項目に記載の資格要件（輸出振興業務に3年以上従事した経験を有する）を満たしていることが前提となります。
6	p. 14	第2-2 3. (1)③ JICA 中部 その他関係機関及び研修員との連絡・調整	このコースは(B)とありますが、ほかの国内センター実施分も含めて全体でいくつあるのでしょうか。それら複数のコース間での相互交流の実績はありますか。	2024年度は3コース実施予定です。コース間での相互交流の機会は設けておりません。
7	p. 16	第2-2 3. (3)③ 研修旅行の手配	国内移動手配をJICA側で実施する選択肢も残されているのでしょうか。	国内移動手配をJICA側で行うことについては、契約前に交渉や相談が可能です。
8	P14	(1) 研修運営全般に関する事項 ② 研修実施に必要な経費について	視察先への移動で、バスの備上が必要になった場合は、JICA中部にバスを依頼するのでしょうか？	バス備上については、JICA中部にて手配することも可能です。その場合は契約交渉時に確認させていただきます。
9	P15	(1) 研修運営全般に関する事項 ③ 事後活動（フォローアップ）の実施について	オンラインでの進捗報告会は、研修員全員の各国を結んで、一度に参加することを想定していますでしょうか？	ご理解の通りです。
10	P16	(2) 講義（演習・討議等）の実施に関する事項 ④ 講義テキスト、配布資料について	講義テキスト、配布資料は、英語翻訳（外注可）とありますが、JICA中部経由で翻訳を依頼するのでしょうか？もしくは、翻訳代を見積金額に計上する必要があるのでしょうか？	翻訳は研修委託先に手配をお願いいたします。翻訳代の計上は可能です。
11	P16	(2) 講義（演習・討議等）の実施に関する事項 ④ 講義テキスト、配布資料について	講義テキスト、配布資料は、印刷製本したものを研修員に配布するとありますが、印刷製本代を見積金額に計上する必要があるのでしょうか？	印刷製本代の計上は可能です。
12	P16	(3) 視察および研修旅行の実施に関する事項 ③ 研修旅行の手配について	研修旅行は、JICA中部が担当する東海4県以外で、京都・大阪など関西圏を訪問しても良いのでしょうか？	研修旅行の趣旨や目的によってはJICA中部所管地域（愛知県、三重県、岐阜県、静岡県）以外への訪問も可能です。
13	P16	(3) 視察および研修旅行の実施に関する事項 ③ 研修旅行の手配について	研修旅行に係る研修員および研修監理員（計6名）の交通費（公共交通機関利用代金、新幹線代等）、宿泊費を見積金額に計上するのでしょうか？また、研修旅行中にバス備上が必要な場合、バス代を計上する必要がありますでしょうか？	研修員および研修監理員の外部宿泊費・移動はJICAにて手配可能ですので、それらにかかる費用は見積書に含める必要はありません。バス備上は必要に応じてJICA中部にて手配することも可能です。その場合は契約交渉時に確認させていただきます。
14	P. 16, P. 22	視察および研修旅行の実施に関する事項、および同積算方法について	P. 16 「(3) 視察および研修旅行の実施に関する事項 ③ 研修旅行の手配（研修員、講師と同行者の旅行手配）及び支払い 研修員及び研修監理員の移動及び宿泊に係る手配及び支払いを行う（研修員の当機構国内機関滞在中の宿泊費や本邦滞在中の日は除く）」とあります。 また、P. 22 「(注2) 見積総額を上回る支払い、見積時に計上されていない他費目への流用はできませんのでご留意ください。」とあります。 質問1: 今回の見積書作成にあたり、研修員／研修監理員の研修旅行中のJICA国内機関宿泊以外の宿泊費、移動費を含める必要はありますか？また、研修監理員の日は含めない、という理解であっていますでしょうか？ 質問2: 質問1にて、今回の概算に含める必要がある場合、研修員／研修監理員の各当該費用の積算根拠をそれぞれご教示いただくと幸いです。 質問3: また、昨今の情勢により、宿泊単価が上昇しており（特に観光シーズン）、実勢単価にて積算する場合、研修員／研修監理員の宿泊単価の何パーセント程度であれば許容範囲なのかご教示いただくと幸いです。 質問4: また、今回提出の概算額を研修員5名＋研修監理員1名で見積を提出し、実際の来日時に研修員／またはJICAからの同行者等の人数の追加等、想定より増えた場合、概算額を超えての契約は可能となるのかご教示いただくと幸いです。（備上バスサイズなどの変更等による価格上昇等）	質問1への回答：研修員および研修監理員の外部宿泊費・移動はJICAにて手配可能ですので、それらにかかる費用は見積書に含める必要はありません。また、ご理解のとおり研修監理員の日当についても計上不要です。 質問2および質問3への回答については質問1への回答に基づき省略いたします。 質問4への回答：今年度の研修員および研修監理員の人数が増加する見込みはありません。人数の変動が生じた際など、企画競争時の金額から変更があっても契約前にJICAとの交渉や相談が可能です。その結果確定した見積総額を超える金額について支払いはできません。
15	P. 16	研修旅行の移動手段について	本コースは、研修員の人数が限定的であり、かつ、備上バスの手配がインバウンド客増加・ドライバー不足等の問題により難しくなっている情勢であるため以下お伺いします。 質問1: 2024年3月1日付け国土交通省「道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドラインについて」に基づき、通訳案内士等による観光ガイド事業との一体運送は許可されますでしょうか？ 想定されるのは、備上バスの手配が難しい事態となった場合で、かつ、通訳ガイド事業者の保有車で最寄り駅から、視察先数か所を片道数十キロ程度（30分～1時間）案内するような場合（自動車保険フルカバー、道のりは熟知、同通達に基づいたガイドによる一体運送の経験は複数有、かつ、公共交通機関では交通の便ではアクセスしにくく、最寄り公共交通機関からのタクシー移動より経済的である）場合です。 質問2: また、可能である場合、積算ガイドラインに沿い、市場レートのガイド料金の見積り可能でしょうか。 参考： 2024年3月1日に国土交通省「道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドラインについて」 https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001338101.pdf 【法の許可又は登録を要しない場合（具体例）】 ⑤ 通訳案内士等による観光ガイド事業との一体運送 国・地方公共団体及び公益社団法人日本観光振興協会並びに公的機関が認定・付与する資格を有する観光ガイドが、ガイドのために人を運送する場合で、運送に特定した反対給付がない場合は、許可又は登録は不要である となっています。	質問1への回答：「通訳案内士等による観光ガイド事業との一体運送」については、想定しておりません。 質問2への回答については、質問1への回答に基づき省略いたします。

以上